

## 広告募集に関する規定

規定1 この規定は、日本食品化学学会（以下、学会）が日本食品化学学会誌（以下、学会誌）に掲載する広告に関する事項を定める

規定2 広告の内容に関する責任は、広告主が負い、学会は広告の内容に対する一切の責任を有しない。

規定3 広告申込は、年毎に別途定める「日本食品化学学会誌 広告掲載申込書」に従い、編集委員長が承認する。

規定4 学会誌に掲載された論文の中から、年度ごとに、①広告主の製品を実験に使用した優れた論文、あるいは②広告主と学会の話し合いで規定する目的に合致する優れた論文を表彰する為、「(広告主) 論文賞」を設け、必要な事項を以下に定める。

設定条件：新規に、1号に掲載する5万円（半面）以上の広告で、広告主からの申請を受け、①については、編集委員長が判断する。②の設定については、理事会で承認したものを認める。

申請方法：①および②ともに広告掲載申込と同時に行うこととする。

選考方法：3号の掲載決定後、該当する論文を編集委員会事務局が選出し、論文賞と同時期に編集委員会で投票を行い、候補を選出し、理事会でその年度の受賞論文を決定する。

表彰方法：次年度総会において表彰し、表彰状と副賞を授与する。受賞論文のタイトルおよび著者は、その広告の同ページあるいは次ページに掲載する。

以上